

様式第4号（第5条関係）

市 民 農 園 貸 付 契 約 書

貸付者_____（以下「甲」という。）と借受者_____（以下「乙」という。）とは、特定農地貸付規程（以下「貸付規程」という。）に基づき、この貸付契約書を締結する。

（対象貸付農地及び区画）

第1条 甲が乙に貸付ける農地は、_____市民農園に所在する次の区画とする。

区画番号 _____番
面 積 _____m²

（貸付期間）

第2条 貸付けの期間は、_____年__月__日から_____年__月__日までとする。

（賃料の額及び支払い）

第3条 乙は賃料_____円を_____年__月__日までに乙に支払わなければならない。

（貸付規程の遵守）

第4条 乙は農園の利用について貸付規程を順守し、他の利用者及び周辺耕作者の支障となることのないよう適正に維持管理をしなければならない。

（契約の解除）

第5条 甲は、乙が前条に抵触する行為が認められた場合、乙に対し改善を促し、なお是正されないときは、本契約を解除することができる。

（禁止行為）

第6条 乙は、貸付農地において、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）建物及び工作物を設置すること。
- （2）営利を目的として、作物を栽培すること。
- （3）貸付農地を転貸しすること。
- （4）果樹を栽培すること。
- （5）区画の形状を変えること。

(賃料の不返還)

第7条 契約が解除されたときは、乙が既に納めた賃料は還付しない。

ただし、次の各号に該当するときは、甲はその一部または全部を還付することができる。

- (1) 乙の責任でない理由で貸付けができなくなった場合。
- (2) 甲が相当な理由があると認めたとき。

(立退料及び代替地の不請求)

第8条 乙は、第2の規定により貸付期間が終了したとき、または第6条の規定により解約した時は立退料及び代替え地の請求をすることができない。

(損害賠償)

第9条 甲は、第2条の貸付期間内に生じた天災、病虫害、盗難その他の原因によって発生した農作物、機械等の損害又は事故に対してその責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 本契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

本契約書は2通作成し、それぞれ1通を所持する。

年 月 日

甲 住所
氏名

⑨

乙 住所
氏名

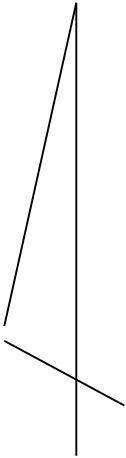
⑨

別紙（記載例）

対象貸付農地及び区画

1 位置

1	2	3	4
5	6	7	8



2 区画番号 NO 1

3 面積 3 0 m²